

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和3年度札幌市高齢者虐待電話相談事業運営業務
発 注 課	保) 高齢保健福祉部介護保険課
選 定 事 業 者	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎 (札幌市中央区大通西19丁目1-1 札幌市社会福祉総合センター内)
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本事業の相談員は、高齢者や障がい者の権利擁護や福祉に関するサービスに精通した上で、適切な対応を行なう必要がある。さらに、高齢者虐待は、虐待者が障がいを有している場合も少なくないことから、高齢者虐待だけでなく障害者の相談にも一体的に対応することが必要である。</p> <p>当該法人は、成年後見制度に関する相談、日常生活自立支援事業の実施など、高齢者の人権擁護の相談事業を実施しており、かつ障がい者虐待相談、福祉サービスに関する対応窓口など、高齢者と障がい者の権利擁護や関連サービスについて一体的に相談を受けることが可能な「高齢者・障がい者生活あんしん支援センター」を開設している。また、老人福祉施設協議会、民生委員児童委員協議会等の事務局機能もあり、総合的に連携できる体制が整っている札幌市内において唯一の機関である。</p> <p>また、平成17年度より当該事業を委託し、様々な関係機関と連携しながら適切に実施してきた実績もある。</p> <p>以上のことから、効果的な業務を遂行できる唯一の法人であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とすることとし、当該法人のみを参加者として選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和3年3月4日